

一般社団法人日本デジタル歯科学会
技術認定士制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、歯科診療に関連するデジタル機器の基礎知識ならびに最新情報を普及することを目指し、一般社団法人日本デジタル歯科学会（以下、「本会」という）での講演等、その進歩・発展に寄与できる指導的人材を養成することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、本会は一般社団法人日本デジタル歯科学会技術認定士制度を設け、必要な事業を行う。

第2章 資格の名称及び区分

第3条 資格の名称は、一般社団法人日本デジタル歯科学会デジタル歯科技工技術認定士（以下、技術認定士）及び一般社団法人日本デジタル歯科学会認定アドバイザー（以下、認定アドバイザー）の2種とする。

第3章 資格申請

第4条 資格を申請できる者は以下のとおりとする。

1. 技術認定士は、以下の（1）、（2）、（3）に加えて（4）、（5）、（6）のうちいずれか1つを満たさなければならない。
 - （1）日本国歯科技工士の免許を有し、申請時に継続して本会正会員歴3年以上の者。
 - （2）申請時に公益社団法人日本歯科技工士会または一般社団法人日本歯科技工学会の会員資格を有する者。
 - （3）本会が主催する歯科技工作品コンペティションに参加した者。
 - （4）本会の学術大会に参加した者。
 - （5）本会が主催又は共催するセミナー、講演会に参加した者。
 - （6）本会の学術大会又は学会誌に発表を行った者。

2. 認定アドバイザーは、以下の（1）に加えて（2）、（3）、（4）のうちいずれか1つを満たさなければならない。
 - （1）本会賛助会員の企業において歯科診療に関連するデジタル機器の開発・販売に携わっている者で、申請時に継続して本会正会員歴3年以上の者。
 - （2）本会の学術大会に参加した者。
 - （3）本会が主催又は共催するセミナー、講演会に参加した者。

(4) 本会の学術大会又は学会誌に発表を行った者。

3. 前項の第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、デジタル歯科技術に功労の著しい会員に対しては、技術認定士認定委員会及び技術認定士制度委員会での協議のうえ、理事会の議を経て技術認定士または認定アドバイザーの資格を与えることができる。

4. 前3項により技術認定士または認定アドバイザーを申請する者は、次の各号に定める申請書類と申請手数料とを添えて本会に提出しなければならない。

(1) 資格

- イ 申請時に本会会員である者
- ロ 記述型筆記試験に合格している者
- ハ 過去にデジタル歯科技術に関する顕著な業績等を有する者

(2) 申請手続

- イ 申請書
- ロ 記述型筆記試験合格証明書の写し
- ハ 認定申請料 20,000 円
- ニ 登録料 50,000 円
- ホ 振込領収書の写し

第4章 技術認定士認定委員会

第5条 本制度の実施に必要な事業を行うため技術認定士認定委員会を置く。

第6条 技術認定士認定委員会の委員長及び委員は、資格取得者の中から理事長が指名する。

2. 副委員長は委員長が委員の中から指名する。

3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠委員については前任者の残任期間とする。

4. 本制度設立時の委員は、上記に関わらず理事長が決定する。

第7条 技術認定士認定委員会は、委員長が招集する。

2. 技術認定士認定委員会は委任状を含む委員の過半数の出席をもって成立する。

3. 技術認定士認定委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で議決する。但し可否同数の場合は委員長が決する。

第8条 技術認定士認定委員会は次の業務を行う。

(1) 申請資格審査

(2) 資格取得者の更新資格審査

- (3) 資格取得者を対象にしたセミナー・研修会の企画運営
- (4) その他、技術認定士認定委員会が必要と認めた事項

第5章 審査及び資格認定

第9条 技術認定士は、記述型筆記試験及び、デジタル歯科技術を用いた症例のケースプレゼンテーション審査に合格し、別に定める登録料を納入した者に技術認定士の資格を認定する。

2. 認定アドバイザーは、記述型筆記試験及び、自社の取り扱い製品等のデジタル歯科技術に関するプレゼンテーション審査に合格し、別に定める登録料を納入した者に認定アドバイザーの資格を認定する。

第6章 資格更新申請

第10条 資格取得者は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第11条 資格の更新にあたっては、別に定める各号のすべての内容を満たさなければならない。

第7章 資格の喪失

第12条 資格取得者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、技術認定士認定委員会の審議を経て、その称号を失う。

- (1) 本会の会員資格を失ったとき。
- (2) 称号の更新を行わなかったとき。
- (3) 技術認定士認定委員会が資格取得者として不相当と認めたとき。

第8章 補則

第13条 この規則の改廃は、技術認定士認定委員会の発議により、技術認定士制度委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

2. この規則に定めるものの他、本制度実施に関し必要な事項は、施行細則に定める。

附則

本細則は、平成30年2月4日より施行する。

本細則は、令和2年2月23日に改正し、同日より施行する。

称号認定制度施行細則は、令和3年4月24日に技術認定士制度規則に改正し、同日より施行する。